

令和8年度

保育関係施設入所の手引き



前橋市マスコットキャラクター **こるとん**

令和8年度

入所申込案内

各種申請様式

保育所(園)一覧

認定こども園一覧



一次募集期間	二次募集期間
令和7年9月1日(月) ～ 令和7年10月15日(水)	令和8年1月5日(月) ～ 令和8年1月15日(木)

前橋市 こども施設課

－令和8年度保育関係施設入所の手引き 目次－

1 保育関係施設とは	p. 1
2 保育の必要性の認定	p. 1
3 保育関係施設への申込方法（2・3号認定）	p. 3
4 入所の決定	p. 8
5 認定の変更	p. 9
6 産前産後期間の利用	p. 10
7 管外保育	p. 11
8 保育料	p. 12
9 Q & A	p. 16
10 その他	p. 17

【 資 料 】

前橋市保育所（園）所在図	p. 18
前橋市認定こども園所在図	p. 19
前橋市保育所（園）一覧	p. 20
前橋市認定こども園一覧	p. 23
令和8年度前橋市保育所（園）・認定こども園保育料表	p. 26
令和8年度入所用 選考基準表	p. 27
入所申込書記載例	p. 29

【 提出書類様式 】

- 就労証明書
- 保育関係施設入所に関する申立書

問い合わせ先

〒371-0014 前橋市朝日町三丁目36番17号

前橋市保健センター2階 こども施設課

電話番号 (027) 220-5705

E-mail アドレス hoiku@city.maebashi.gunma.jp

窓口受付時間 平日午前9時から午後5時まで

入所申込書提出時チェックリスト

下記項目は、申込書提出に当たり、あらかじめ確認いただきたい内容です。
チェック欄に☑しながら注意事項を確認の上で申込書を提出してください。

◎全員◎ 【教育・保育給付認定申請書兼保育関係施設入所申込書】チェックリスト

項目	確認内容	チェック
申込書数	入所申込みを行う児童ごとに作成していますか? ※申込書は児童1人につき1枚作成してください。	<input type="checkbox"/>
申込書日付	申込書の日付は提出日となっていますか？	<input type="checkbox"/>
申込者 申込児童	氏名・生年月日・性別等、記入した内容に間違いはないですか？	<input type="checkbox"/>
入所希望施設	希望する保育施設の施設コードと施設名に間違いはないですか? ※希望施設の「最小受入年齢」を必ず確認してください。	<input type="checkbox"/>
住所	住所は現在の住所地を記入していますか? ※現住所地が前橋市外の方は転入見込みでの申し込みに☑してください。	<input type="checkbox"/>
保護者の状況	保育要件番号に間違いはないですか(父母それぞれ)?	<input type="checkbox"/>
	保育を必要とする事由に応じた書類を添付していますか(父母それぞれ)? ※保育の必要性を証明する書類は6ページを参照してください。	<input type="checkbox"/>
世帯の状況	世帯の状況に記入がある方は必要な書類を添付していますか? ※世帯の状況により必要な書類は6ページを参照してください。	<input type="checkbox"/>
個人番号(マイナンバー)	マイナンバーの記入又はマイナンバーの提供に☑していますか? ※提供がない場合、課税証明等の提供を求めることがあります。	<input type="checkbox"/>

○該当する方○ 【就労証明書】チェックリスト

項目	確認内容	チェック
証明日	証明日は提出日から3か月以内となっていますか？	<input type="checkbox"/>
記載者連絡先	記載者連絡先は記入してありますか？（問い合わせをする場合があります）	<input type="checkbox"/>
雇用期間	雇用期間が有期である場合で、雇用期間満了後も雇用契約が継続する見込みの方は「14(雇用契約の)満了後の更新の有無」の『有』又は『有(予定)』に☑となっていますか？	<input type="checkbox"/>
就労時間	月当たりの休憩時間を含んだ正確な就労時間が記入されていますか? ※申込書の月間就労時間の記入と合致していますか？	<input type="checkbox"/>
産休・育休を取得中の方	復職（予定）年月日は記入してありますか？	<input type="checkbox"/>

◎全員◎ 入所申込書提出時に持参する書類等

持参するもの	注意事項	チェック
申込みに来る方の身分証等	次のうち、いずれかを持参してください。 ①顔写真付き証明等(1つ) 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード 等 ②顔写真なし証明等(2つ) 各種健康保険証、手当証書、年金手帳 等	<input type="checkbox"/>
個人番号(マイナンバー)確認書類	次のうち、いずれかを持参してください。 ①個人番号(マイナンバー)カード ②個人番号(マイナンバー)通知カード ③個人番号(マイナンバー)が記載された住民票	<input type="checkbox"/>

※代理人が入所申込書を提出する場合は5ページを参照してください。

その他注意

- ・申込みに必要な書類は募集期間中に必ず提出してください。期間中に提出がない場合、申込を受付できません。
- ・提出された書類は返却できません。写し等が必要な場合は提出前にあらかじめご自身でコピーをして用意してください。
- ・入所申込みをされた方の支給認定証の発行時期は、認定事務に時間を要するため、入所承諾通知送付(2、3号認定の場合)又は入園の時期(1号認定)に合わせての発行となります。

MEMO

I 保育関係施設とは

保育関係施設は、「保育所（園）」と「認定こども園」を指します。

保育所（園）	児童福祉法に基づき、保護者の就労・病気・介護・出産・求職活動などの理由で、児童を家庭で保育できない場合に保護者に代わって保育する施設です。 「友だちをつくるため」や「社会生活を身につけさせるため」などの理由では、入所することはできません。
認定こども園	保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。 児童を家庭で保育できない場合に、保育所（園）と同様に、保育施設としての入所ができます。 保育を必要としない満3歳以上の児童は、幼稚園部分（教育施設）としての利用ができます。

市内の保育関係施設の詳細については、p.20 を参照してください。

2 保育の必要性の認定

【I】認定証の交付

保育関係施設の入所申込をする際に、市へ認定申請を行い認定証の交付を受けます。

交付される認定内容に応じた施設の入所ができます。

保育関係施設に入所（園）できるのは、2号認定及び3号認定の児童です。

表 I

認定区分	保育を必要とする事由	年齢	利用できる主な施設
1号認定	不要	満3歳～就学前	幼稚園・認定こども園
2号認定	要	満3歳～就学前	保育所（園）・認定こども園
3号認定	要	満3歳未満	

※満3歳とは3歳の誕生日の前日を指します。

【2】 保育を必要とする事由と認定期間

保育の必要性の認定（2号認定・3号認定）を受けるには、保護者が下記のいずれかの事由に該当することが条件となります。また、保育を必要とする事由ごとに認定期間が定められています。

表2

保育を必要とする事由		
就労 (外勤・自営・農業・内職 等)	月間48時間以上の就労をしている (内職の場合、月間就労時間は問わない)	
妊娠・出産	母が妊娠中又は出産後間もない 認定期間	産前産後8週ずつ ※詳細は p.10 参照
保護者の傷病等	病気・けが・心身障害である	
同居親族の介護	同居親族を常時介護している	
災 害	火災・風水害・地震等の災害に遭い、その復旧にあたっている	
求 職 活 動	求職活動中である（起業準備を含む） 認定期間	
就 学	学校等に通学、通信教育又は職業訓練等を受講	
世帯の特殊事情	虐待やDVを受けている、家庭での養育が困難又は不適当等	

【3】 保育時間の認定区分

2号・3号が認定された場合、保育を必要とする事由や就労時間等により保育時間を認定します。

それぞれの認定時間の保育実施時間は各保育関係施設によって異なりますので、詳細は各保育関係施設にお問い合わせください。

保育時間には、「標準時間認定」と「短時間認定」の2区分があります。認定区分により保育料等にも差が生じます。

どちらの区分もそれぞれの利用時間を超えて利用する場合は延長保育となります。

延長保育料については、各保育関係施設にお問い合わせください。

表3

区 分	利用時間 (1日あたり)	要 件
標準時間認定	最大11時間	A 父母ともに月間120時間以上の就労 B 父母が月間120時間以上の就労か、疾病・介護又は就学 C 父が月間120時間以上の就労、母が産前産後 D 常態的に送迎が間に合わないと申請があり、認められた場合
短時間認定	最大8時間	E 父母のどちらか又は双方が月間48時間以上120時間未満の就労 F 父母のどちらか又は双方が求職中 (就労時間が月間48時間未満である場合を含む) G 父母のどちらか又は双方が内職 H 保護者が短時間認定を希望した場合

※施設の利用に当たっては、上記時間内の利用を原則とし、必要な範囲でご利用ください。

3 保育関係施設への申込方法（2・3号認定）

【1】入所の申し込みができる児童

- ①保護者が前橋市に居住し、住民登録をしていること、
又は入所月の1日までに前橋市に転入見込みであること。
- ②保育関係施設での集団生活に支障のない児童であること。
- ③保護者が「保育を必要とする事由（p.2表2）」に該当すること。

【2】希望施設の見学

保育方針をご理解いただく上でも大切な機会です。
できる限り、第一希望から第三希望まで見学をしてください。

<留意点>

- ・日程は、直接保育関係施設と連絡をとってください。
- ・保育の方針を聞きましょう。
- ・こども達や保育士、施設の様子をみましょう。



【3】入所の申込スケジュール

① 一次募集・二次募集

- 対象
- 令和8年4月1日から入所希望の方
 - 産休・育休明けでの令和8年度途中入所希望の方
(ただし、保護者のどちらかが求職中の場合を除く)
 - 令和7年9月以降、年度途中の育休明け内定者及び新規入所希望の方
(令和7年9月以降に新規入所希望の場合は別途令和8年度分の申し込みが必要です)

	一 次 募 集	二 次 募 集
申 込 期 間	令和7年9月 1日（月）～ 10月15日（水）必着	令和8年1月 5日（月）～ 1月15日（木）必着
提 出 先	第一希望の保育関係施設	



● 二次募集

一次募集の結果、まだ受け入れ可能な歳児クラスがある保育関係施設のみ申し込みが可能です。
空き状況は、前橋市ホームページや前橋市こども施設課窓口で公表します。
二次募集を行わない保育関係施設の歳児クラスを希望する場合は、4月からの入所はできません。
その場合の受付は令和8年4月1日以降に開始します。

● 産休・育休を取得中の方

復職日に合わせて、年度途中の入所を希望することができます。

※復職（予定）年月日が明記された就労証明書を添付してください。

※入所時の年齢が最小受入年齢を満たしていれば、復職日から最大1か月（慣らし保育期間）まで前倒して、月途中の日付であっても入所を希望することができます。

ただし、一次募集及び二次募集での申し込み時点で、保護者どちらかの方の要件が「求職活動」の場合には、令和8年4月1日以外の入所日を希望することはできません。

※申し込みは母子健康手帳取得後から可能です。

出産前に申し込む場合は、申込書に母子健康手帳の表紙の写しを添付してください。

※産休・育休を取得中でない方は、一次募集・二次募集において年度途中の申し込みをすることができません。「p.4 ③令和8年5月1日以降の途中入所・転所希望の方」を参照してください。
※就労証明書に記載された職場に復帰しない場合は、内定取消になります。

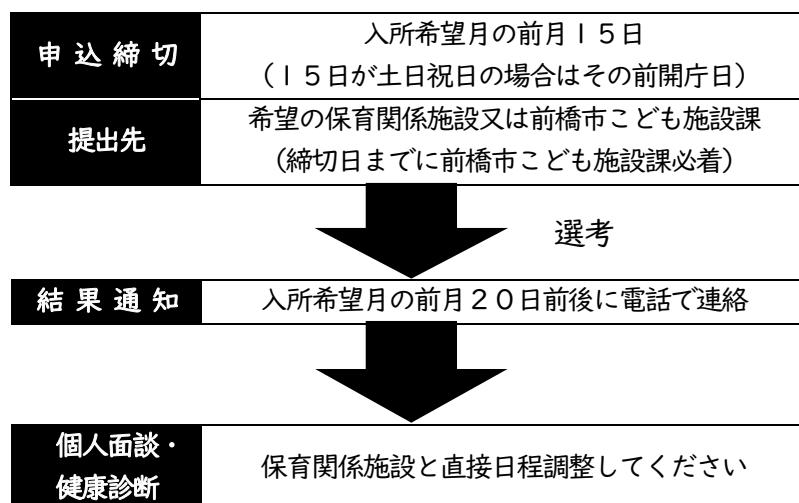
② 令和8年4月1日から転所希望の方

「継続届兼転所申込書」を令和7年9月12日（金）までに第一希望の保育関係施設に提出してください。

「継続届兼転所申込書」は現在通われている保育関係施設を通じて配布します。

年度当初の転所につきましては、現在通われている保育関係施設の継続を辞退し、再度、新規での申し込みという扱いになります。希望先全ての施設に入所決定できなかった場合は、二次募集以降、別の保育関係施設を希望するか、希望の保育関係施設での空きを待っていただくこととなります。

③ 令和8年5月1日以降の途中入所・転所希望の方



- 5月～10月の各保育関係施設の空き状況について、入所希望月の前月7日頃から前橋市ホームページや前橋市こども施設課の窓口等で公表しています。
- 入所希望日は、月の初日となります（産休・育休明けを除く）。

※産休・育休明けの申し込みで、保護者どちらかの要件が「求職活動中」の場合、入所希望日は月の初日となります。
- 審査の結果入所保留になった場合は、令和9年3月までは選考を継続します。希望先を変更する場合は希望月の前月申込締切日までに前橋市こども施設課に連絡してください。
- 令和8年11月以降の途中入所希望について、次年度（令和9年度）の申し込みをされていない方は、審査を行いません（産前産後等の理由で、令和8年度内に退所予定の方を除く）。
- 令和7年11月以降の審査では、令和7年度入所申込書の第一希望保育施設に記載された施設又は令和8年度入所内定施設のみ審査します。ただし、令和7年度申し込みの第一希望保育施設が、令和8年度入所申込書で第一希望に記載している保育施設又は令和8年度入所内定施設と異なる場合には、入所の審査は行いません。

【4】申込手続きに必要な書類

- ① 「令和8年度 施設型給付費・地域型保育給付費 教育・保育給付認定申請書兼保育関係施設入所申込書」（以下「申込書」）
 - 配布場所・・・前橋市こども施設課

本庁児童手当窓口（市役所2階25番窓口）
大胡支所・宮城支所・粕川支所・富士見支所
各保育関係施設
 - 申込書は児童1人につき1枚必要です。
 - 記載例はp.29～32にあります。
- ② 保護者の保育の必要性を証明する書類（p.6表4を参照）

※保育要件は保護者一人につき一つとなります。
- ③ 世帯の状況により必要な書類（p.6表5を参照）
- ④ 申込書提出時に持参が必要なもの

申込書提出時に個人番号（マイナンバー）確認と、申込者又は代理人の本人確認をさせていただきますので、以下の書類を申込書等と併せてお持ちください。

<保護者が申込書を提出する場合>

- ・父母と申込児童の個人番号が分かる下記の書類のうち、いずれかをご提示ください。

マイナンバーカード
個人番号通知書
通知カード（記載された氏名と住所が住民票と一致している場合）
マイナンバーが記載された住民票
- ・提出者の本人確認ができるもの（運転免許証等顔写真が載っているもの）

<代理人が申込書を提出する場合>

- ・父母と申込児童の個人番号が分かる下記書類のうち、いずれかをご提示ください。

マイナンバーカードの写し
個人番号通知書の写し
通知カード（記載された氏名と住所が住民票と一致している場合）の写し
マイナンバーが記載された住民票
 - ・代理人の本人確認ができるもの（運転免許証等顔写真が載っているもの）
 - ・委任状（前橋市ホームページでダウンロードができます）
- ※保護者と同一世帯の親族であっても委任状が必要です。

表4 保育の必要性を証明する書類

保育要件		提出書類	備考
(就労予定者を含む) 就労職	外勤	事業主が発行する就労証明書	就労証明書、保育関係施設入所に関する申立書は巻末にとじてあります。 ホームページにもあります。
	内職		
	自営業(親族経営含む)、農業等	経営主が記載する就労証明書	
活動職	求職活動	保育関係施設入所に関する申立書	
出産	妊娠・出産	母子健康手帳表紙の写し (余白に出産予定日を記載してください)	必要な部分をコピーしてください。
疾病等	病気・負傷	診断書等 (診断書の書式は前橋市こども施設課のホームページにありますので、医師の証明を受けてください)	
	心身障害	手帳等の写し	
	同居親族の介護	介護対象者の診断書又は手帳等の写し	
災害	災害	罹災証明書等	
就学	就学 (就学予定者を含む)	学生証又は在学証明書、受講証等の写し 合格通知(就学予定者の場合)の写し	
その他	DVや虐待、 養育困難等	公的機関が発行する証明等	

表5 世帯の状況により必要な書類

状況	提出書類
ひとり親世帯	離婚日又は未婚であることが分かる公的書類
障害者扶養世帯	手帳等の写し
離婚調停中の方	期日通知書、事件係属証明書
保育士として認可保育関係施設に勤務している、 又は保育士として求職活動を行っている方	保育士証の写し ※選考上の加点があります
申込児童に障害がある場合	手帳等の写し ※選考上の加点があります

【5】申し込みの際の注意点

- 申込内容が事実と異なる場合は、入所内定や決定の取り消し又は退所となる場合があります。
現在の状況を正確に記載してください。
- 申込期間内に提出された証明書での審査になります。証明内容を変更する場合は、申込期間内のみ受け付けます。
- 複数の就労先の就労時間を足し合わせて月間48時間以上となる場合は、全ての就労先の就労証明を提出してください。
- 月の就労時間が48時間未満の場合は求職活動と同じ扱いになります。申し込みの際には「保育関係施設入所に関する申立書」を提出してください。
- 求職活動（起業の準備を含む）での認定期間は、入所日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までとなります。認定期間満了後も継続して保育関係施設を利用するには、入所日から90日以内に保育の必要性を証明する書類等を提出していただく必要があります。
- 入所基準に該当するが、児童に歩行や言語などの発達の遅れ・疾病等があると思われる場合は、申込書「入所児童の健康状態」に必ずご記入ください。また、あらかじめ希望する保育関係施設において児童の受け入れが対応できるかご相談ください。児童の状況によって、保育の実施が難しいと認められる場合には保育関係施設の利用ができない場合があります。
- 希望の保育関係施設を変更する場合
 - ① 一次募集又は二次募集期間中で申込書を提出後、希望先を変更したい場合
提出した保育関係施設から回収し、募集期間内に新しく希望する保育関係施設へご提出ください。
 - ② 一次募集で応募したが入所できず、二次募集で別の保育関係施設を希望する場合
再度申込書をご用意いただき、希望の保育関係施設に改めてご提出ください。
 - ③ 一次募集で入所が決定した後に希望先を変更する場合
すでに決定している保育関係施設を辞退後、二次募集の申込期間に再度申し込みをしてください。（「保育関係施設申込取消届」の提出が必要です）
 - ④ 一次募集、二次募集で応募したが入所できず、待機する希望先を変更したい場合
前橋市こども施設課にお問い合わせください。
- 第一希望のみを記載され、選考の結果入所不可となった場合、他の施設に空きがあっても入所保留となります。ご希望がありましたら、必ず第二、第三希望を記載してください。ただし、入所が決定した場合に通所ができる施設を記載するようお願いします。
- 育休明けの入所希望で内定していても、入所前に就労証明書に記載の職場を辞めてしまった場合や、入所内定月の1日時点で前橋市に住民登録がない場合、内定は取り消しになります。
- 入所決定・内定後の入所日の変更
自己都合（育休の延長等）による入所日の変更はできません。
その場合、すでに決定している保育関係施設を辞退後、改めて申し込みをしていただくことになります。ただし、申込時点で未出生であり、出産予定日と実際の出産日のずれ、児童の病気等により入所日に変更が生じる場合には、入所予定施設との調整を行いますので、前橋市こども施設課へご相談ください。

4 入所の決定

各保育関係施設は、年齢ごとに受入枠が決まっています。申込多数の場合、選考となります。

【1】選考方法

申込書、保育の必要性を証明する書類等を基に、指数化し指数が高い順に入所を決定します。

選考は、第一・第二・第三希望の順に行います。（p.27～28 選考基準表）

- 保育の必要性を証明する書類を二種類以上提出していただいた場合、選考における指数はいずれか高いもののみの加算となります。
- 第二・第三希望を記載しても、その施設が第一希望者で受入枠に達している場合は、第二・第三希望での選考はありません。

【2】入所の取消（辞退）をする場合

入所予定の保育関係施設に必ず連絡し、「保育関係施設申込取消届」を保育関係施設又は前橋市こども施設課に提出してください。

【3】入所保留となった場合

選考の結果入所保留となった場合は、最終申請の際の第一希望の施設での空き待ちとなります。

また施設等利用給付※を受けるのに必要な認定を受けたものとみなされ、認定通知書が送付されます
(0～2歳は住民税非課税世帯のみ)。

※一定の要件及び上限額の下で無償化の対象となった施設（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（送迎のみの場合は対象外です。））を利用した場合に受けれる給付。

※入所希望月の申し込み締め切り日までに提出された申込書のうち、選考の結果入所保留となった場合には入所保留通知書を発行することが出来ます。発行を希望される場合には前橋市こども施設課までご相談ください。

ただし、入所希望月の翌月以降も発行を希望される場合は前月15日（15日が土日祝日の場合はその前開庁日）までにご相談ください。

また、入所希望月の申し込み締め切り日を過ぎての遅り申し込みや変更は受付できませんのでご注意ください。

5 認定の変更

保護者からの申請により、各認定を変更できる場合があります。

【1】教育・保育給付認定の変更

表6

変更区分	提出書類	提出先	締切日
2号認定 ↓ 1号認定	教育・保育給付認定変更申請書 (以下「変更申請書」)		変更希望月の前月25日 (25日が土日祝日の場合には その前開庁日)
1号認定 ↓ 2号認定	・申込書 ・変更申請書 ・保育の必要性を証明する書類 (p.6 表4参照)	各保育関係施設 又は 前橋市こども施設課	変更希望月の前月15日 (15日が土日祝日の場合には その前開庁日) ※4月からの変更については、二 次募集期間終了後の受付はでき ません

※締切日に前橋市こども施設課必着

【2】保育時間認定の変更

表7

変更区分	提出書類	提出先	締切日
保育標準時間 ↓ 保育短時間	・変更申請書		変更希望月の前月25日 (25日が土日祝日の場合には その前開庁日)
保育短時間 ↓ 保育標準時間	・変更申請書 ・保育の必要性を証明する書類 (p.6 表4参照)	各保育関係施設 又は 前橋市こども施設課	※4月からの変更については、2 月末までに変更申請書をご提出 ください。

※保育短時間から保育標準時間に変更する場合は p.2 表3の A~D のいずれかの要件が必要となります。

※締切日に前橋市こども施設課必着

【3】退所

前橋市外への転出や家庭で保育できるようになったことなどを理由に、現在入所している保育関係施設を退所する場合は「保育実施解除届」を提出してください。

6 産前産後期間の利用

母親の妊娠出産の期間限定で保育関係施設に申し込むことができます。前橋市こども施設課が毎月公表している空き状況で空きがない場合でも、期間限定であるため受け入れができる可能性がありますので、申し込みされる前に入所を希望する保育関係施設にお問い合わせください。

【1】利用可能期間

出産予定日の月を2か月目又は3か月目にした4か月間

(例) 出産予定日が令和8年7月1日の場合

●令和8年6、7、8、9月の4か月間

●令和8年5、6、7、8月の4か月間

※どちらの期間にするかは任意です。



【2】申込手続き

①提出書類

●申込書

●現在妊娠している子どもの母子健康手帳の写し（余白に出産予定日を記載してください）

●配偶者の方の保育の必要性を証明する書類（p.6 表4「保育の必要性を証明する書類」を参照してください。）

②申込締切

入所希望月の前月15日（15日が土日祝日の場合はその前開庁日）

※利用したい期間が年度をまたぐ場合は各年度分の申し込みが必要です。

(例) 利用したい期間が令和7年度3月（令和8年3月）から令和8年度6月の場合、

以下の2回申し込みが必要です。

(1) 令和8年度4月から6月分 … 一次募集又は二次募集で申込

(2) 令和7年度3月分 … 令和7年度2月13日までに申込

7 管外保育

お住まいの市区町村外の保育関係施設に入所できる場合があります。

【1】1号認定

ご希望の施設にお申し込みください。

ただし、前橋市民の方は、施設型給付費・地域型保育給付費 教育・保育給付認定申請書を前橋市こども施設課に提出していただく必要があります。申し込みの締め切りは、入所希望月の前月25日（ただし、25日が土日祝日の場合はその前開庁日）です。

前橋市外在住の方は、住民票がある自治体の保育関係施設入所担当窓口に確認してください。

認定は、3歳の誕生日の翌月1日（保育関係施設によっては3歳の誕生日前日）からとなります。

【2】2号認定・3号認定

① 前橋市民が前橋市外の保育関係施設へ申し込む場合

●条件 希望する保育関係施設がある市区町村により、条件が異なります。

（例）希望する保育関係施設がある市区町村に、保護者の勤務先や祖父母の自宅がある 等

詳しくは、入所を希望する保育関係施設がある市区町村へお問い合わせください。

●申込先 前橋市こども施設課

●申込締切 入所を希望する保育関係施設がある市区町村にお問い合わせの上、余裕をもってお手続きください。

●提出書類

- ・p.5 【4】申込手続きに必要な書類 ①～④

- ・管外保育希望理由書

② 前橋市外在住の方が前橋市内の保育関係施設へ申し込む場合

前橋市外にお住まいの方でも、下記の利用条件を満たしている場合、前橋市内の保育関係施設へ申し込みができます。なお、入所選考は前橋市民を優先しています。

● 条件（3号認定）保護者のいずれかの勤務先が前橋市内にある

（2号認定）保護者のいずれかの勤務先又は実家が前橋市内にある

※2・3号ともに保育を必要とする要件は就労に限ります。

● 申込先 住民票がある自治体の保育関係施設入所担当窓口

● 申込締切 令和8年4月1日入所希望の方：令和8年1月15日までに前橋市こども施設課必着

令和8年5月以降入所希望の方：入所希望月の前月15日までに前橋市こども施設課必着

（ただし、前月15日が土日祝日の場合は、その前開庁日）

● 提出書類 住民票がある自治体の保育関係施設入所担当窓口に確認してください。

③ 前橋市へ転入予定のある方

入所希望月の1日までに転入手続きが完了することを前提に、前橋市民として申し込みをすることができます。この場合、選考は前橋市民と同等に行います。

申し込みはp.3 【3】入所の申込スケジュール、p.5 【4】申込手続きに必要な書類を参照してください。

8 保育料

【I】保育料の算定

保育関係施設を利用する児童の父母（生計の中心が同居の祖父母等の場合は祖父母等も含む）の市民税所得割の合計額により階層区分を決定し、階層区分に応じて金額が決定します。

保育料一覧は、p.26 を確認してください。

なお、保育料の算定において、寄附金控除や住宅借入金等特別控除、配当控除等の税額控除の適用はありません。

- ① 令和8年度の保育料のうち、4月分から8月分までは令和7年度の市民税所得割額により、9月分から3月分までは令和8年度の市民税所得割額により算定されます。
- ② 市民税所得割額は、市民税・県民税納稅通知書、市民税・県民税特別徵収税額決定・変更通知書又は所得課税證明書で確認できます。
- ③ 令和7年度の市民税額については令和7年1月1日、令和8年度の市民税額については令和8年1月1日、それぞれ住民登録が前橋市以外の方で、下記に該当する場合、税情報取得のため書類の提出が必要となります。
 - 前橋市こども施設課へマイナンバーを提供されない方・・・上記②のうちいずれかをご提出ください。
 - 上記期日に、海外で住民登録をしていた方・・・・海外での収入がわかる書類をご提出ください。

※書類の提出がないと、保育料の算定が正しくできず高く算定される場合があります。

④ その他

- 保育料の算定に必要な書類が生じた場合、提出を求めることがあります（所得課税證明、戸籍謄本等）。
- 決定した保育料は、利用開始した月の中旬に保育関係施設を通じてお知らせします。
前橋市外の保育関係施設を利用の場合は、ご自宅へ郵送します。
- 保育料は、利用開始した日から保育関係施設に在籍している間は、月毎に納入していただきます。
なお、欠席や慣らし保育期間中も正規の保育料がかかります。
- 児童の疾病・ケガで月全体にわたって登所できない場合には、減免を受けられる場合があります。
速やかに保育関係施設長に申し出てください（詳細は p.17 「10 その他 2」に記載）。
- 預かり保育や延長保育を利用される場合は、別途延長保育料が必要となる場合があります。
- 以下の場合には保育料が変更になることがあります。必要書類を前橋市こども施設課へ提出してください。
ただし、令和8年度中（令和9年3月末まで）に提出されませんと変更できません。

表8

保育料が変更になる場合	提出書類
令和7年度又は令和8年度の市民税額に変更があった場合	変更後の税額が確認できる書類
離婚・婚姻等で世帯が変わった場合	住所等変更届、離婚又は婚姻日が分かる公的書類
離婚調停が開始した場合	期日通知書、事件係属証明書
生活保護世帯となった場合	生活保護受給票の写し
世帯の市民税所得割額の合計額が77,101円未満で、障害者手帳等を有する世帯の場合	障害者手帳等の写し

【2】幼児教育・保育の無償化

教育認定（1号認定）の児童、保育認定（2号認定）の3歳児以上クラスの児童、市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスまでの児童（3号認定）は、幼稚園・保育所（園）・認定こども園などの保育料が無償化されます（表9参照）。なお、保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費（副食費）、行事費など）については、無償化後も引き続き保護者にご負担いただきます。

※副食費の免除・・・世帯の市民税所得割額が1号認定：77,101円未満、

2号認定：57,700円未満の場合は免除になります。

表9 幼児教育・保育の無償化の対象範囲

入所（園）	2歳	満3歳 ※	(3歳で迎える3/31) 3歳	(6歳で迎える3/31) 小学校入学前			
	3歳未満児（0～2歳児）クラス			3歳児以上 クラス			
保育料				住民税非課税世帯			
保育料				住民税課税世帯			

■ が無償化範囲です
※満3歳とは3歳の誕生日の前日を指します。

【3】保育料及び副食費の多子軽減・第3子以後の保育料等の無料化

認定区分や世帯の市民税所得割額の合計に応じて、下記の条件を満たす第2子以降の保育料及び副食費は、多子軽減が適用されます。

① 保育料及び副食費の多子軽減

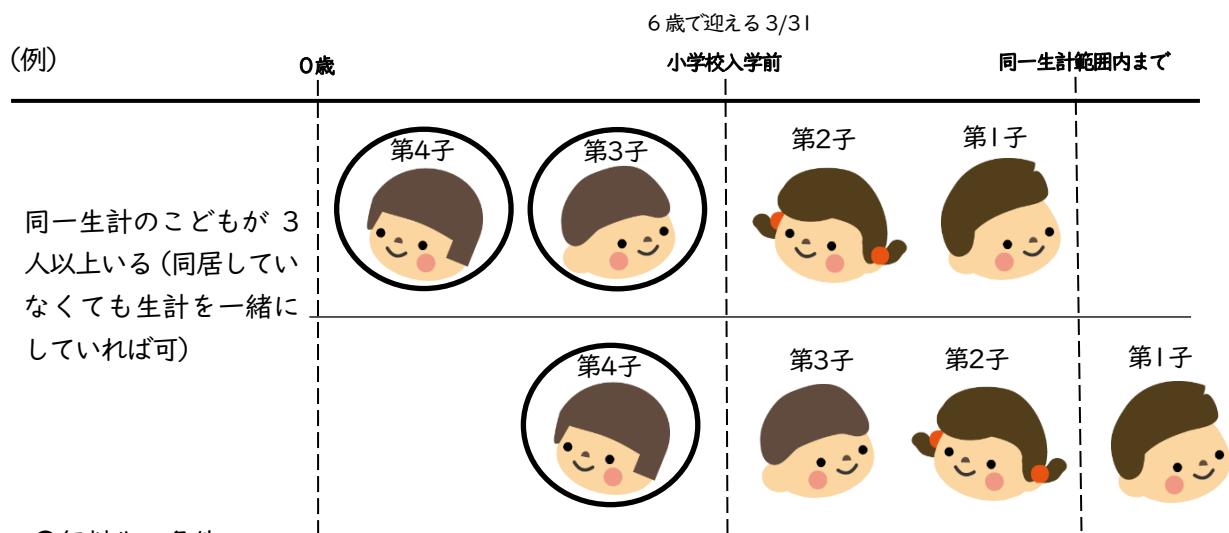
(例)	0歳	(3歳で迎える3/31)		(6歳で迎える3/31)		(9歳で迎える3/31)	
		3歳	小学校入学前	3歳	小学校入学前	3歳	小学校3年生
保育認定（2号、3号）の児童が在園している場合		第3子以後	第2子	第1子			
教育認定（1号）の児童が在園している場合			第2子	第1子	第3子以後	第2子	第1子

（満3歳児）

※生計を一にする世帯から2人以上の未就学児童が保育認定で入所（園）している場合、2人目の児童に係る保育料はp.26の（ ）の金額、3人目以後の児童については0円とします。小学生以上の兄弟姉妹はカウントに含みませんのでご了承ください。ただし、世帯の市民税所得割額が57,700円未満の場合は、小学生以上の兄弟姉妹もカウントに含みます。

② 第3子以後の保育料等の無料化

無料化の条件に合致することで  部分の保育料・副食費の保護者負担が軽減されます。



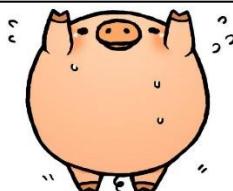
●無料化の条件

- ア 対象児童が第3子以後であること。（生計が同一の世帯で第3子以後）
- イ 保護者のどちらかが前橋市に住民登録があること。
- ウ 市町村民税の申告をしており、課税情報の確認ができること。

●申請手続・・・以下の二次元コードから電子申請フォームにアクセスし、必要事項を入力して申請してください。無料化は保護者の申請によるものです。申請がない場合には無料できません。

●申請時期・・・フォームは令和8年度一次募集の結果通知（令和7年12月下旬）以降入力可能となります。なお、申請が令和8年度中（令和9年3月末まで）に行われないと、当年度保育料を無料にはできません。

<https://logoform.jp/form/dWZu/1155479>



【4】幼稚園等に通っている世帯の保育料軽減

保育関係施設に兄弟姉妹が同時入所している世帯と同様に、上の子が児童発達支援施設や認可外施設等に通っている世帯も、下の子の保育料が軽減されます。

① 提出書類・・・幼稚園等に入園している証明書

※上の子が通っている施設で証明をもらってから提出してください。

② 提出先・・・下の子が利用する保育関係施設又は前橋市こども施設課（郵送可）

※前橋市外の保育関係施設を利用の場合は前橋市こども施設課へ提出してください。

③ その他・・・申請がない場合には保育料軽減されません。

※証明書が令和8年度中（令和9年3月末まで）に提出されないと適用できません。

【5】ひとり親世帯等の保育料・副食費の軽減

ひとり親世帯及び障害者手帳を有する世帯は、世帯の市民税所得割額の合計額が一定以下の場合、認定区分に関わらず、下記のとおり保育料・副食費の軽減があります。

保育料は、基本的に児童の父母の市民税所得割額の合計額により算定されます。ただし、年収（給与収入に加え、児童手当、児童扶養手当等の収入を含む）が100万円未満の世帯の場合、生計の中心が同居の祖父母と判断し、同居の祖父母の市民税所得割額も保育料・副食費算定に含まれます。

- B階層（市民税非課税）世帯・・・0円（保育料・副食費）
- C階層、D階層のうち所得割額77, 101円未満の世帯
 - ①保育料・・・第1子は1, 800円、第2子は0円
 - ②副食費・・・免除

※階層区分はp26「保育料表」を参照してください。

【6】保育料の納入

●認定こども園

利用する施設に直接納入していただきます。

※納入方法や期限は各施設によって異なります。詳しくは各施設にご確認ください。

●保育所（園）

保育料の納入は、原則として口座振替をお願いします。

- ① 口座振替を希望する預貯金口座のある金融機関等にて「前橋市税等口座振替依頼書」に必要事項及び種目「保育所（園）保育料」に○を記入の上、預貯金通帳と印鑑（届出印）を持参してお申し込みください。口座振替取扱金融機関は、前橋市の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びにゆうちょ銀行です。
※「前橋市税等口座振替依頼書」は、市内の金融機関にあります。

- ② 「前橋市税等口座振替依頼書」は、兄弟姉妹が複数人同時に利用する場合（別々の保育関係施設を利用する場合を含む）、利用児童全員の氏名、保育関係施設名を記入し、1部のみ金融機関等へ提出してください。

兄弟姉妹が既に保育関係施設を利用していて（口座振替手続き済）、新規に兄弟姉妹が利用する場合は、新たに口座振替の手続きをする必要はありません。

- ③ 保育料の納入期限（口座振替日）は各月末日とし、末日が金融機関等の休業日の場合は、翌営業日となります。納期限までに納付されないと延滞金が発生しますので、納期までに納めてください。

- ④ 納期限までに完納されない場合は、督促状や催告書の送付のほか、児童の扶養義務者の勤務先などに照会を行ったうえで地方税法の滞納処分の例により給与・預貯金・不動産などの財産差押え等の滞納処分を受けることになります。

- ⑤ 口座振替不能（残高不足等の理由）の場合は、納入期限の約20日後にご自宅へ督促状を送付します。コンビニエンスストアや金融機関にて現金で納入してください。

- ⑥ 口座振替の金融機関や口座の変更を希望する場合は、変更を希望する金融機関へ新たに「前橋市税等口座振替依頼書」を提出し、申込手続きをとってください。

9 Q & A

Q 一次募集に間に合わなかったのですが、追加で募集はありますか？

A 一次募集で定員に満たない保育関係施設に限り、1月5日（月）～1月15日（木）の期間で二次募集を行います。二次募集を行う施設については、12月下旬頃、前橋市のホームページや前橋市こども施設課の窓口で公表する予定ですので、ご確認ください。

なお、10月16日（木）～翌1月4日（日）の間は、一次募集の審査期間のため、新年度の申し込みはできませんのでご注意ください。

Q 保育関係施設を変更したいのですが、転所は可能ですか？

A 令和8年4月1日から転所を希望される場合、p.4 ②令和8年4月1日から転所希望の方を参照ください。

年度途中での転所（園）を希望される場合、p.4 ③令和8年5月1日以降の途中入所・転所希望の方を参照ください。

Q 保育関係施設に入所するためには、就労証明書が必須ですか？

A 保育所（園）、認定こども園の保育部分（2、3号認定）は、家庭で保育ができない場合に認定を受けて入所することができます。そのため、保育の必要性を証明する書類が必要となります。仕事のために保育関係施設利用を希望される場合は、申し込み時に就労証明書をご提出ください。また、病気や介護等で保育関係施設の入所を希望される場合は、診断書や手帳の写し等を添付してください。

募集期間内に就労証明書が提出できない場合は、申込書に記入されている就労状況等の内容は審査に反映できませんので、特にご注意ください。また、募集期間終了後に就労条件に変更があつても、変更後の条件では審査できませんのでご注意ください。（p.6 表4『保育の必要性を証明する書類』）

Q 現在育児休業をとっていますが、保育関係施設の申し込みはいつしたら良いのですか？

A 育児休業を取得されている方は、4月1日以外の入所希望でも、一次募集等で申し込みをすることができます（p.4 参照）。ただし、申込書には育休又は産休の復職日が明記された就労証明書を添付していただく必要があります。育児休業を取得されている場合、入所希望日での年齢が施設の最小受入年齢を満たしていれば、慣らし保育期間として復職日の最大1か月前までであれば前倒して入所希望日とすることができます。なお、一次募集、二次募集で審査の結果入所が内定した場合、内定通知書により結果をお知らせしますが、入所の可否についての正式な決定連絡は、入所内定月の前月上旬となります。

Q 二次募集以降で、募集を行っていない保育関係施設に申し込みをしたいのですが、可能ですか？

A 申込時に、定員に空きの無い保育関係施設には、お申し込みできません。ただし、その保育関係施設で待機したいという場合には令和8年4月1日以降に申し込みができます。

Q 一次募集で保育関係施設の入所が決定しましたが、別の施設を希望することは可能ですか？

A p.7 【5】申し込みの際の注意点 ●希望の保育関係施設を変更する場合を参照ください。

Q 母子家庭又は父子家庭の保育料は無料になりますか？

A 保育料は、世帯の市民税所得割額の合計から算定しますので、市民税所得割額がある世帯は、母子家庭又は父子家庭でも保育料を負担していただく場合があります。

Q 育児休業明け復職のため月途中での入所なのですが、保育料は1か月分（満額）かかりますか？

A 育児休業明け復職のため月の途中で入所される方の保育料は、日割り計算となります。

Q 保育料を滞納してしまった場合、どうなりますか？

A 保育料が滞納となった場合は、以下の手続きの対象となります。保育料は、納期限までに納付してください。

※ 納期限までに完納されない場合には、延滞金が加算されます。

- (1) 自宅に、督促状・催告書を郵送します。
- (2) 前橋市こども施設課職員が自宅や勤務先に電話・訪問します。（休日・夜間を含みます。）
- (3) 前橋市こども施設課職員が児童の迎え時間に合わせて、保育関係施設に催告のため伺います。
- (4) 勤務先に給与の支払状況等の調査を行います。
- (5) 財産を差押えます。

Q 保育関係施設に入所できなかったので、入所保留通知書が欲しいのですが、どのようにしたらもらえますか？

A 一次募集や二次募集で申し込みをした場合、審査の結果入所保留となった方全員に、入所保留通知書を送付しています。また、年度途中で申し込みをした途中入所の方が審査の結果入所保留となった場合は、希望する方に入所保留通知書を送付しています。ご希望の方は、前橋市こども施設課までお問い合わせください。（p.8【3】入所保留となった場合を参照ください。）

Q 申し込みの締め切りが過ぎてしましましたが、入所保留通知書は発行してもらえますか？

A 入所希望月の締め切りを過ぎてしまった場合、入所保留通知書の発行はできません。

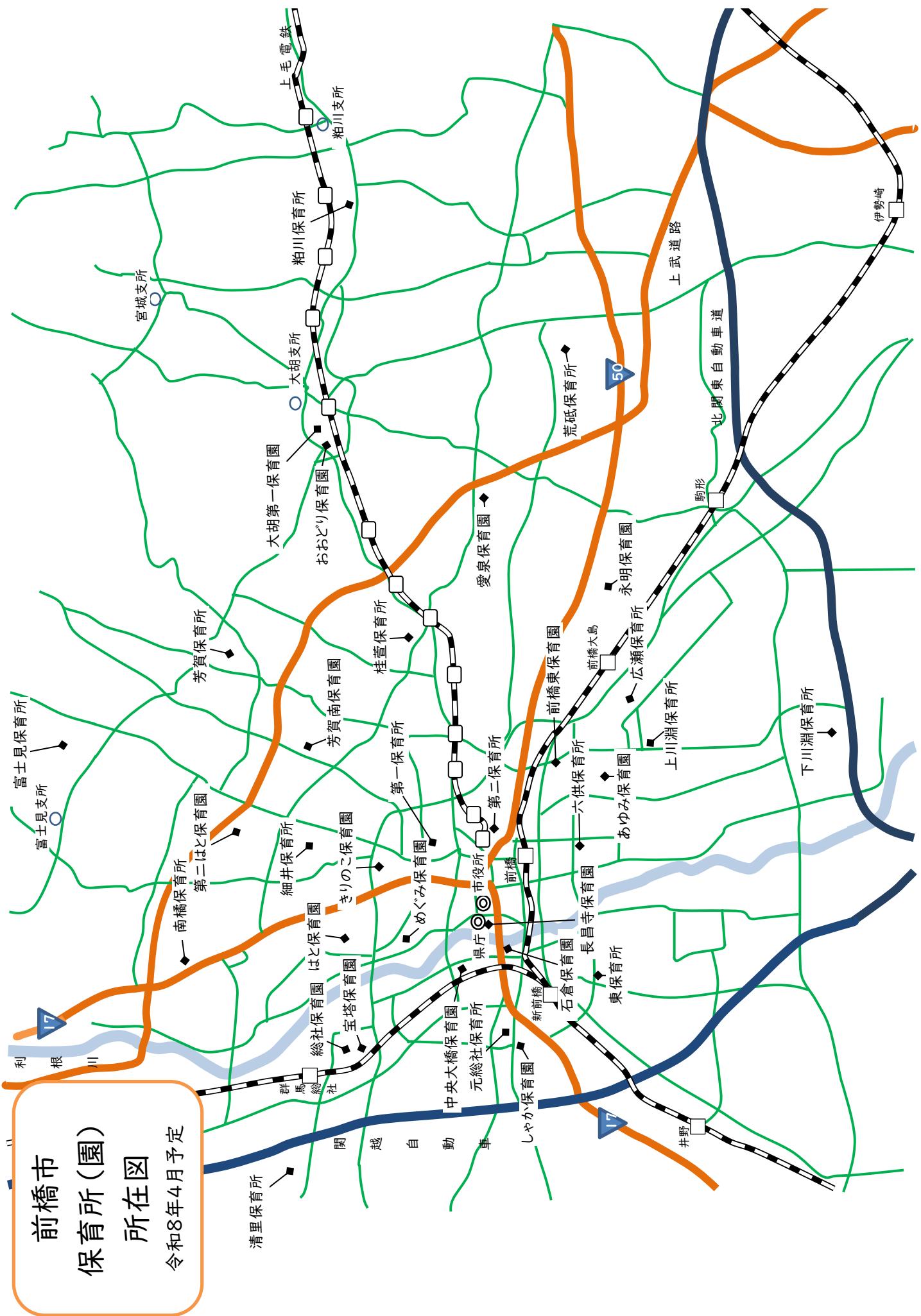
10 その他

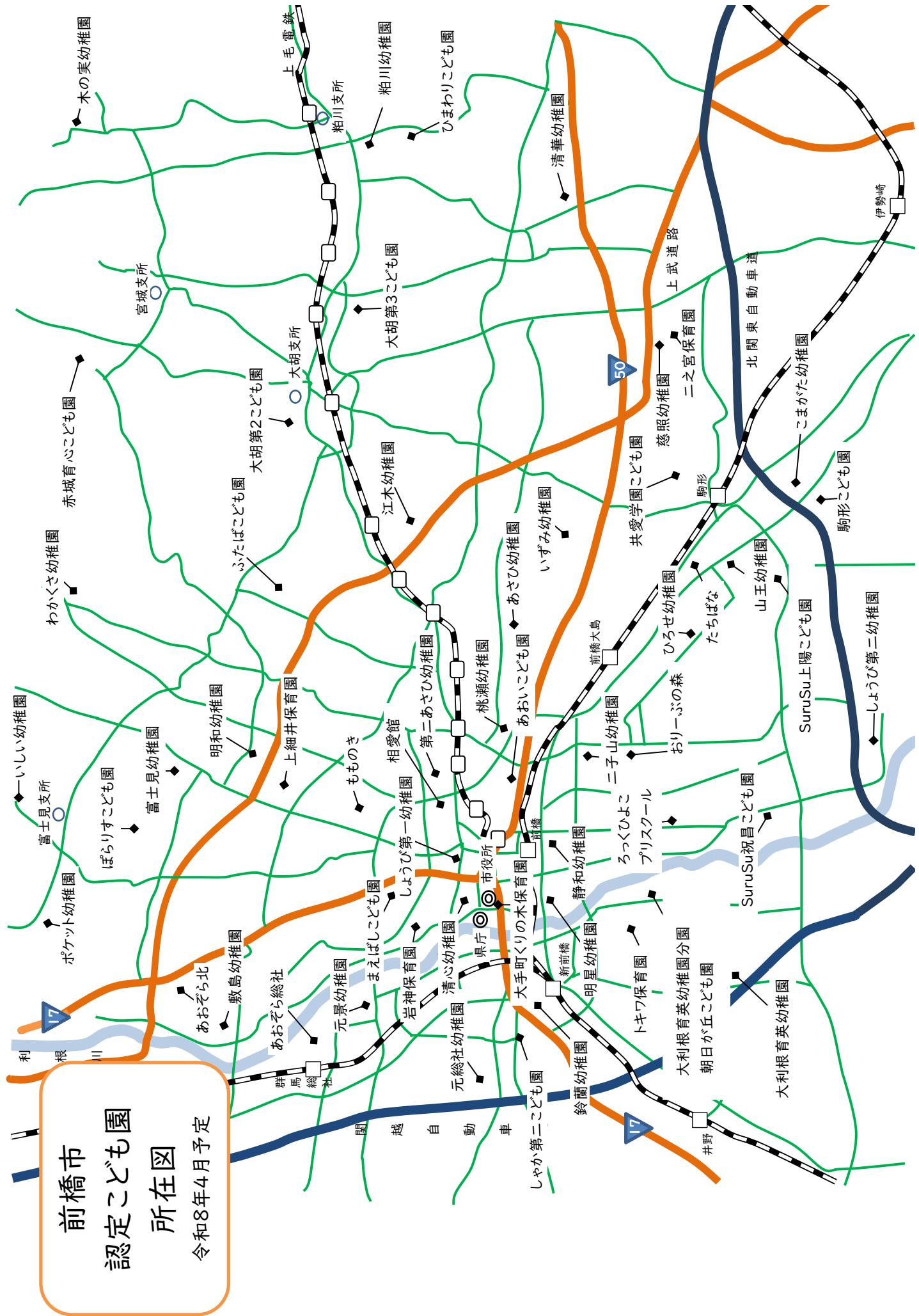
1 産後休暇及び育児休業を合わせて2年を超えて取得する場合、既に認定され入所している児童（出産の理由により、期間限定で入所している場合は除きます）につきましては、育児休業の対象となる児童（復職せずに続けて産休・育休に入る場合は、当時の産休・育休対象児童）が2歳となる月の月末で退所となります。また、育児休業取得期間中に兄弟姉妹の新規入所はできませんのでご注意ください。

2 入所児童の疾病・ケガで月全体にわたって登所できない場合には、「休所申請書」に医師の診断書を添付して提出してください。許可された場合は、該当月の保育料が免除されます。ただし、公私立保育所（園）のみが該当になります。休所は月の全部にわたる1か月が限度となり、年度中1度しか適用できません。
認定こども園における対応については、各施設にご確認ください。

3 入所当初は、お子さんの集団生活への適応のため、通常の保育時間よりも短い保育（慣らし保育）を行う場合があります。また、その期間中も通常の保育料がかかります。

4 給食について、3歳未満児へは主食とおかずが提供されます。3歳以上児になると、おかずのみの提供となり、主食は家庭から持参していただきます。ただし、3歳以上児への主食提供を実施している保育関係施設もありますので、各保育関係施設へお問い合わせください。





前橋市保育所(園)一覧

現在、前橋市には次の認可保育所(園)があります。

- 1 産休明けとは、生後8週間を経過した乳児のことです。
- 2 満と記載の施設は、記載の月齢・年齢を迎えた翌月の1日から入所希望日とすることができます。
ただし、産休・育休明けで復職予定の方は、復職日によっては記載の週齢・月齢・年齢を迎えた日を入所希望日とできる場合があります。
- 3 保育時間の詳細につきましては、保育所(園)にお問い合わせください。
また、入所当初は児童が生活に慣れるまで、保育時間は短縮(慣らし保育)されます。
- 4 延長保育を希望される方は、公立保育所の場合には、「延長保育申込書」に記入のうえ、
こども施設課又は保育所に提出してください。私立保育園の場合は、保育園に申し出てください。
なお、延長保育については、別途延長保育料などがかかる場合があります。
- 5 休日保育を実施している保育園もあります。
 - (1)日曜・祝日に仕事の都合等で、保護者が児童を保育できないとき、保育を実施する制度です。
 - (2)認可保育所(園)への在籍が必要です。在籍している保育所(園)を通じてお申し込みください。
 - (3)時間は8:30~16:30までの間の8時間です。
 - (4)利用料について、原則保護者負担はありませんが、詳細は各園にお問い合わせください。
※利用者多数の場合や保育園で行事等がある場合は、利用できないことがあります。
 - (5)休日保育を利用した場合は、週1日以上利用しない日(代替休日)を設ける必要があります。
- 6 一時預かりの○印は、一時預かり事業実施保育施設です。
一時預かり事業とは、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は在籍していない乳幼児を対象に、最大で週3日程度又は月14日程度の期間で保育する制度です。
ご希望の際は、各実施保育施設にお問い合わせのうえ直接お申込みください。
料金、申し込み方法、最小受入年齢等は各保育施設に確認してください。
※利用者多数の場合、利用できないことがあります。
- 7 地域子育ての○印は、地域子育て支援拠点事業実施保育所(園)です。
地域子育て支援拠点事業とは、子育て家庭における育児不安解消のため、保育所(園)を活用し、相談・指導等を実施することにより、子育てを支援するものです。詳細は各実施保育所(園)へお問い合わせください。
- 8 各施設の定員については令和8年4月の予定数です。
- 9 第二保育所は、令和7年度以降の新規の入所を停止します。

本庁管内地区周辺

区分	保育所(園)名	住所 電話番号	設置者	定員	最小受入年齢	3歳 未満児 施設	開所時間	休日 保育	一時 預かり	地域 子育て
私立	めぐみ保育園	岩神町二丁目5-10 233-5773	社会福祉法人 上毛愛隣社	70	産休明	○	7:00~19:00		○	
私立	きりのこ保育園	国領町二丁目22-7 233-2787	社会福祉法人 あおぎり会	90	満5か月		7:00~19:00			
公立	第一保育所	日吉町一丁目11-7 231-5286	前橋市	100	満1歳		7:45~18:30			
私立	長昌寺保育園	大手町一丁目3-5 224-7888	社会福祉法人 栗ノ木会	40	産休明	○	7:00~19:00			
私立	前橋東保育園	文京町四丁目9-13 221-5001	社会福祉法人 大宝会	90	満6か月		7:30~19:00	○		
公立	六供保育所 ※	六供町一丁目24-1 223-9251	前橋市	150	満1歳		7:45~18:30			

※「六供保育所」は、「第二保育所」と「第三保育所」を統合移転した施設です。

芳賀・桂萱・南橘・富士見地区周辺

区分	保育所(園)名	住所 電話番号	設置者	定員	最小受入年齢	3歳 未満児 施設	開所時間	休日 保育	一時 預かり	地域 子育て
私立	芳賀南保育園	端気町335-2 269-7568	社会福祉法人 芳善会	90	産休明		7:00~19:00			
公立	芳賀保育所	鳥取町821-1 269-8721	前橋市	90	満1歳		7:45~18:30			
公立	桂萱保育所	上泉町1475-1 269-7865	前橋市	90	満1歳		7:45~18:30			
私立	愛泉保育園	江木町518 268-3423	社会福祉法人 しののめ会	100	産休明		7:00~19:00			○
公立	細井保育所	上細井町2006-4 231-7707	前橋市	110	満1歳		7:45~18:30			
私立	はと保育園	上小出町一丁目15-4 232-1282	社会福祉法人 はとの会	90	産休明		7:00~19:00			
私立	第二はと保育園	上細井町1212-1 233-0908	社会福祉法人 はとの会	90	産休明		7:00~19:00			
公立	南橘保育所	荒牧町一丁目14-3 231-9666	前橋市	160	満1歳		7:45~18:30			
公立	富士見保育所	富士見町小沢117-1 288-2005	前橋市	170	満10か月		7:30~19:30			

上川淵・下川淵地区周辺

区分	保育所(園)名	住所 電話番号	設置者	定員	最小受入年齢	3歳 未満児 施設	開所時間	休日 保育	一時 預かり	地域 子育て
公立	上川淵保育所 ※	上佐鳥町396-3 265-0904	前橋市	110	満1歳		7:45~18:30			
私立	あゆみ保育園	朝倉町861-1 265-3322	社会福祉法人 あゆみ会	120	産休明		7:00~19:00			○
公立	広瀬保育所 ※	広瀬町一丁目27-3 261-1724	前橋市	110	満1歳		7:45~18:30			
公立	下川淵保育所	鶴光路町68-2 265-0945	前橋市	120	満1歳		7:45~18:30			

永明・城南地区周辺

区分	保育所(園)名	住所 電話番号	設置者	定員	最小受入年齢	3歳 未満児 施設	開所時間	休日 保育	一時 預かり	地域 子育て
私立	永明保育園	上大島町860 263-8110	社会福祉法人 浄土福祉会	120	産休明		7:00~19:00			
公立	荒砥保育所	荒子町1019-2 268-2525	前橋市	100	満1歳		7:45~18:30			

※「上川淵保育所」と「広瀬保育所」は、令和11年度から統合移転する予定です。

詳しくは、こども施設課（電話：027-220-5706）までお問い合わせください。

東・元総社・総社・清里地区周辺

区分	保育所(園)名	住所 電話番号	設置者	定員	最小受入年齢	3歳 未満児 施設	開所時間	休日 保育	一時 預かり	地域 子育て
公立	東保育所	箱田町618 251-4866	前橋市	150	満1歳		7:45~18:30			
私立	しゃか保育園	元総社町2502-2 255-1422	社会福祉法人 菊水会	30	産休明	○	7:30~19:00		○	
公立	元総社保育所	元総社町一丁目25-8 251-2658	前橋市	90	満1歳		7:45~18:30			
私立	石倉保育園	石倉町二丁目11-3 251-5657	社会福祉法人 しののめ会	120	産休明		7:00~19:00			
私立	中央大橋保育園	石倉町五丁目21-5 252-3637	社会福祉法人 中央大橋福祉会	80	産休明		7:00~19:00		○	○
私立	総社保育園	総社町総社1596 251-6651	社会福祉法人 照隅会	80	満1歳2か月		7:45~18:45		○	
私立	宝塔保育園	総社町総社1596-1 289-6403	社会福祉法人 照隅会	45	産休明	○	7:45~18:45			
公立	清里保育所	清野町417 251-9315	前橋市	60	満1歳		7:45~18:30			

大胡・宮城・粕川地区周辺

区分	保育所(園)名	住所 電話番号	設置者	定員	最小受入年齢	3歳 未満児 施設	開所時間	休日 保育	一時 預かり	地域 子育て
私立	おおどり保育園	茂木町183-1 283-2299	社会福祉法人 おおどり会	55	満6週		7:00~19:00			
私立	大胡第一保育園	茂木町23-32 283-2226	社会福祉法人 清香会	70	産休明		7:00~19:00		○	
公立	粕川保育所	粕川町新屋688-1 285-2107	前橋市	90	満6か月		7:30~18:30			○

前橋市認定こども園一覧

前橋市の認定こども園(移行予定含む)です。

- 1 産休明とは、生後**8週間**を経過した乳児のことです。
- 2 満と記載の施設は、記載の週齢・月齢・年齢を迎えた翌月の1日から入所希望日とすることができます。
ただし、産休・育休明けで復職予定の方は、復職日によっては記載の週齢・月齢・年齢を迎えた日を入所希望日とできる場合があります。
- 3 2歳クラスは、令和5年4月2日から令和6年4月1日までに生まれた児童が対象です。
1歳クラスは、令和6年4月2日から令和7年4月1日までに生まれた児童が対象です。
- 4 保育時間の詳細につきましては、各園にお問い合わせください。
また、入所当初は児童が生活に慣れるまで、保育時間は短縮(慣らし保育)されます。
- 5 延長保育を希望される方は、入園している認定こども園に申し出てください。
なお、延長保育については、別途延長保育料などかかる場合があります。
- 6 休日保育を実施している認定こども園もあります。
 - (1)日曜・祝日に仕事の都合等で、保護者が児童を保育できないとき、保育を実施する制度です。
 - (2)認定こども園への在籍が必要です。在籍している認定こども園を通じてお申し込みください。
 - (3)時間は8:30~16:30までの間の8時間です。
 - (4)利用料について、原則保護者負担はありませんが、詳細は各園にお問い合わせください。
※利用者多数の場合や認定こども園で行事等がある場合は、利用できないことがあります。
 - (5)休日保育を利用した場合は、週1日以上利用しない日(代替休日)を設ける必要があります。
- 7 一時預かりの○印は、一時預かり事業実施保育施設です。
一時預かり事業とは、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は在籍していない乳幼児を対象に、最大で週3日程度又は月14日程度の期間で保育する制度です。
ご希望の際は、各実施保育施設にお問い合わせのうえ直接お申込みください。
料金、申し込み方法、最小受入年齢等は各保育施設に確認してください。
※利用者多数の場合、利用できないことがあります。
- 8 地域子育ての○印は、地域子育て支援拠点事業実施保育施設です。
地域子育て支援拠点事業とは、子育て家庭における育児不安解消のため、保育施設を活用し、相談・指導等を実施することにより、子育てを支援するものです。詳細は各実施保育施設へお問い合わせください。
- 9 1号は教育機能(幼稚園として)の利用者、2・3号は保育機能(保育園として)の利用者です。
(1ページの「2 保育の必要性の認定」を参照ください。)
- 10 最小受入年齢は2・3号の保育機能の受入年齢になります。
1号の教育機能については各園にお問い合わせください。
- 11 各施設の定員については令和8年4月予定数です。

本庁管内地区周辺

区分	施設名	住所 電話番号	設置者	1号 定員	2・3号 定員	最小受入年齢	開所時間	休日 保育	一時 預かり	地域 子育て
私立	岩神保育園 ※	岩神町二丁目5-12 231-1696	社会福祉法人 上毛愛隣社	15	125	満6か月	7:00~19:00		○	○
私立	まえばしこども園	平和町一丁目2-7 231-3003	社会福祉法人 上毛愛隣社	15	120	産休明	7:00~19:00		○	
私立	相愛館	日吉町二丁目27-28 231-7102	社会福祉法人 徳育会	15	100	満8か月	7:00~18:30		○	
私立	あおいこども園	朝日町三丁目21-11-1 212-4670	社会福祉法人 あおい会	15	120	産休明	7:00~19:00		○	
私立	大手町くりの木 保育園	大手町二丁目16-1 224-7556	社会福祉法人 栗ノ木会	15	225	産休明	7:00~19:00			
私立	静和幼稚園	文京町一丁目29-18 221-7452	学校法人 小林学園	105	105	2歳クラス	7:30~18:30		○	
私立	しょうび第一幼稚園	城東町一丁目2-7 231-1728	学校法人 裳美学園	35	20	2歳クラス	7:30~18:30			
私立	清心幼稚園	大手町三丁目1-21 231-2415	学校法人 清心学園	15	80	満1歳	7:30~19:00		○	
私立	明星幼稚園	南町一丁目21-28 223-0804	学校法人 冷泉学園	120	40	満2歳	7:30~18:30			

※「岩神保育園」は、令和8年度に認定こども園へ移行予定です。

芳賀・桂萱・南橘・富士見地区周辺

区分	施設名	住所 電話番号	設置者	1号 定員	2・3号 定員	最小受入年齢	開所時間	休日 保育	一時 預かり	地域 子育て
私立	ふたばこども園	五代町1301-3 269-2085	社会福祉法人 ふたば会	15	80	産休明	7:00~19:00		○	
私立	もものき	上沖町731-4 232-7000	社会福祉法人 桃木会	15	90	満6か月	7:00~18:30			
私立	あおぞら北	関根町三丁目6-1 233-2144	社会福祉法人 清栄会	15	185	産休明	7:00~19:00		○	○
私立	ぱらりすこども園	富士見町原之郷1268 230-5335	社会福祉法人 一真会	15	120	満10か月	7:30~19:30		○	○
私立	明和幼稚園	勝沢町282 269-7041	学校法人 平方学園	100	190	満10か月	7:30~19:00		○	
私立	わかくさ幼稚園	嶺町1365-5 264-0600	学校法人 森本学園	30	60	満10か月	7:30~19:00			
私立	あさひ幼稚園	東片貝町1061-1 261-7731	学校法人 ひろし学園	40	70	1歳クラス	7:00~19:00			
私立	第二あさひ幼稚園	三俣町二丁目10-3 232-2080	学校法人 ひろし学園	85	115	1歳クラス	7:30~19:00			
私立	桃瀬幼稚園	西片貝町四丁目16-2 243-5977	学校法人 斎藤学園	90	175	1歳クラス	7:00~18:00			
私立	江木幼稚園	堤町537-11 269-0809	園長 太田 きみ子	35	70	1歳クラス	7:30~18:30			
私立	敷島幼稚園	川原町二丁目24-1 231-8494	学校法人 第二永井学園	110	50	満1歳6か月	7:30~18:30			
私立	上細井保育園	上細井町138-1 234-1711	社会福祉法人 芙蓉会	15	65	満5か月	7:00~18:30			
私立	いしい幼稚園	富士見町石井896-1 288-3531	学校法人 閑口学園	15	100	満10か月	7:30~18:30			
私立	富士見幼稚園	富士見町時沢2120-8 288-5995	学校法人 柳学園	30	60	満2歳	7:45~18:45		○	
私立	ポケット幼稚園	富士見町米野1305-1 288-3535	学校法人 恵光学園	30	110	満10か月	7:00~19:00			

上川淵・下川淵地区周辺

区分	施設名	住所 電話番号	設置者	1号 定員	2・3号 定員	最小受入年齢	開所時間	休日 保育	一時 預かり	地域 子育て
私立	おりーぶの森	朝倉町138-1 265-1912	社会福祉法人 若宮会	15	125	産休明	7:00~19:00		○	
私立	SuruSu上陽こども園	西善町598-2 266-1493	社会福祉法人 養心会	15	170	産休明	7:00~19:00		○	○
私立	二子山幼稚園	朝倉町一丁目3-7 263-2233	学校法人 いまい学園	70	110	満6か月	7:30~18:30		○	
私立	SuruSu祝昌こども園	公田町556-1 265-3611	社会福祉法人 養心会	15	70	産休明	7:00~19:00		○	
私立	山王幼稚園	山王町二丁目9-5 266-5120	学校法人 たちばな学園	155	170	満6か月	7:00~19:00		○	
私立	しょうび第二幼稚園	新堀町1040 265-3596	学校法人 裳美学園	105	110	満1歳	7:30~18:30		○	
私立	ひろせ幼稚園	広瀬町三丁目32-1 263-1571	学校法人 永井学園	15	80	満6か月	7:30~18:30		○	
私立	ろっくひよこ プリスクール	上佐鳥町538-3 212-2145	社会福祉法人 伸晃会	15	170	満10か月	7:00~19:00			

永明・城南地区周辺

区分	施設名	住所 電話番号	設置者	1号 定員	2・3号 定員	最小受入年齢	開所時間	休日 保育	一時 預かり	地域 子育て
私立	二之宮保育園	二之宮町1810-1 268-3620	社会福祉法人 大乗福祉会	15	255	産休明	7:00~19:00		○	○
私立	たちばな	下大島町1055-93 266-7007	社会福祉法人 たちばな会	15	90	産休明	7:00~19:00		○	
私立	駒形こども園	駒形町410-3 266-4587	社会福祉法人 若駒会	15	130	満3か月	7:00~19:00		○	
私立	共愛学園こども園	小屋原町1121-2 266-1010	学校法人 共愛学園	35	225	産休明	7:00~19:00		○	○
私立	いずみ幼稚園	女屋町1094-5 261-0553	学校法人 スジャータ学園	25	120	満10か月	7:30~18:30		○	
私立	こまがた幼稚園	駒形町807-1 266-2335	学校法人 駒形学園	60	160	満6か月	7:15~18:45			
私立	慈照幼稚園	二之宮町1812-7 268-2557	学校法人 大乗学園	100	160	満6か月	7:00~19:00		○	
私立	清華幼稚園	東大室町929-1 268-1992	学校法人 東大室学園	52	50	満1歳	7:30~19:00			

東・元総社・総社・清里地区周辺

区分	施設名	住所 電話番号	設置者	1号 定員	2・3号 定員	最小受入年齢	開所時間	休日 保育	一時 預かり	地域 子育て
私立	あおぞら総社 ※	総社町植野511-1 251-5428	社会福祉法人 清栄会	25	182	産休明	7:00~19:00		○	○
私立	しゃか第二こども園	元総社町2497-2 253-2653	社会福祉法人 菊水会	15	55	満2歳	7:30~19:00		○	
私立	大利根育英幼稚園	川曲町529-1 253-5460	学校法人 中村学園	90	260	満10か月	7:30~19:00			
私立	大利根育英幼稚園分園 朝日が丘こども園 ※	朝日が丘町5-1 225-2250	学校法人 中村学園	15	71	満10か月	7:30~19:00			
私立	鈴蘭幼稚園	元総社町152 251-2180	学校法人 昌賢学園	75	20	満3歳	7:30~19:00		○	
私立	元総社幼稚園	元総社町1372-1 251-2076	学校法人 花園学園	45	145	満6か月	7:30~19:00		○	
私立	元景幼稚園	総社町植野142-1 253-2373	学校法人 春芳学園	21	78	1歳クラス	7:30~18:30			
私立	トキワ保育園	上新田町609-1 251-7445	社会福祉法人 吉弘会	15	135	産休明	7:45~19:15			

大胡・宮城・柏川地区周辺

区分	施設名	住所 電話番号	設置者	1号 定員	2・3号 定員	最小受入年齢	開所時間	休日 保育	一時 預かり	地域 子育て
私立	大胡第2こども園	堀越町1397-2 283-6778	社会福祉法人 清香会	15	90	産休明	7:00~19:00		○	○
私立	大胡第3こども園	樋越町701-2 284-0055	社会福祉法人 清香会	15	120	産休明	7:00~19:00	○	○	
私立	赤城育心こども園	市之関町401 283-4148	社会福祉法人 育恵会	15	80	産休明	7:20~18:50		○	○
私立	柏川幼稚園	柏川町女渕446-4 285-3326	学校法人 亀井学園	15	80	満10か月	7:30~18:30		○	
私立	ひまわりこども園	柏川町女渕1058-1 285-5920	社会福祉法人 ぐんま福祉会	15	78	満6か月	7:15~18:45		○	
私立	木の実幼稚園	柏川町室沢261-1 285-4832	学校法人 一隅学園	20	70	満10か月	7:30~18:30		○	

※あおぞら総社は、令和8年度に新園舎に移転予定です。(新住所:前橋市総社町総社2513-5)

※大利根育英幼稚園分園朝日が丘こども園の利用は2歳クラスまでです。3歳クラスからは大利根育英幼稚園での利用となります。
(大利根育英幼稚園は満10か月から受け入れをしています。)

令和8年度前橋市保育所(園)・認定こども園保育料表【保育認定(2号3号)の方】

令和元年10月から

在籍入所児童の属する世帯の階層区分			保育料(月額)(単位:円)			
階層区分	市民税等による定義		3歳未満の児童 (保育標準時間)	3歳以上の児童 (保育標準時間)	3歳未満の児童 (保育短時間)	3歳以上の児童 (保育短時間)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0	0	0	0
B	A階層、C階層及びD階層を除く市民税非課税世帯		0	0	0	0
C		第1 均等割のみの課税世帯	7,000 (2,800)	0	6,900 (2,700)	0
		第2 所得割の額が24,300円未満	8,300 (3,300)	0	8,200 (3,200)	0
		第3 24,300円以上48,600円未満	8,800 (3,500)	0	8,700 (3,400)	0
D	A階層、B階層を除く市民税の額が次の区分に該当する世帯	第1 48,600円以上52,200円未満	11,000 (4,400)	0	10,800 (4,300)	0
		第2 52,200円以上57,000円未満	12,500 (5,000)	0	12,300 (4,900)	0
		第3 57,000円以上64,200円未満	15,300 (6,000)	0	15,000 (5,900)	0
		第4 64,200円以上78,600円未満	21,100 (7,700)	0	20,800 (7,500)	0
		第5 78,600円以上97,000円未満	27,000 (9,000)	0	26,600 (8,800)	0
		第6 97,000円以上117,000円未満	33,500 (11,600)	0	33,000 (11,400)	0
		第7 117,000円以上140,100円未満	37,400 (13,100)	0	36,800 (12,900)	0
		第8 140,100円以上155,700円未満	40,400 (14,300)	0	39,800 (14,100)	0
		第9 155,700円以上169,000円未満	42,700 (15,200)	0	42,100 (14,900)	0
		第10 169,000円以上288,100円未満	45,200 (16,200)	0	44,500 (15,900)	0
		第11 288,100円以上	46,800 (16,900)	0	46,100 (16,600)	0

生計を一にする世帯から2人以上の未就学児童が入所している場合、2人目の児童に係る保育料は()内の金額となります。また、年度の途中で3歳になった児童は、その年度中は3歳未満の保育料が適用となります。

(その他の保育料)

① 保育短時間認定者の8時間以上11時間未満の延長保育料について

公立保育所は階層区分がA・B階層に該当する場合には0円、その他の階層に該当する場合は2,000(1,000)円です。(1日を単位とする利用の場合は1回につき200円です。)

② 11時間以上利用の時間延長保育料について

公立保育所は階層区分がA・B階層に該当する場合には0円、その他の階層に該当する場合は3,000(1,500)円です。(1日を単位とする利用の場合は1回につき300円です。)

民間保育施設については、各施設にお問い合わせください。

【資料】

【令和8年度入所用 選考基準表】

選考基準算出表							
希望保育施設			氏名				
住所			生年月日		年齢	歳	
実施基準	保護者の状況			指数	父	母	
労働	外勤 自営中心者		月の就労時間150時間以上	10			
			月の就労時間130時間以上150時間未満	9			
			月の就労時間110時間以上130時間未満	8			
			月の就労時間90時間以上110時間未満	7			
			月の就労時間60時間以上90時間未満	6			
			月の就労時間48時間以上60時間未満	5			
	自営協力者 農業		月の就労時間150時間以上	9			
			月の就労時間130時間以上150時間未満	8			
			月の就労時間110時間以上130時間未満	7			
			月の就労時間90時間以上110時間未満	6			
			月の就労時間60時間以上90時間未満	5			
			月の就労時間48時間以上60時間未満	4			
妊娠 出産	内職		日々内職をしている	5			
	妊娠・出産		出産の予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)目に当たる日から出産の予定日後8週間目に当たる日までの期間である	10			
疾病等	疾病	入院	おおむね1か月以上の入院をしている	10			
		常時臥床	おおむね1か月以上常時臥床している	9			
		精神病等	精神性の病気等であると医師に診断されている	8			
		一般療養	医師におおむね1か月以上の加療(安静)が必要とされている	6			
	心身障害	身体障害者手帳もしくは精神手帳もしくは療育手帳を有する者または同程度と医師に判断されている	身体障害者手帳2級以上及び精神手帳1~3級及び療育手帳A	10			
			身体障害者手帳3級及び療育手帳B	8			
			身体障害者手帳4級以下	6			
同居親族の 介護等	入院付添い		おおむね1か月以上常に親族の入院付添いに当たっている	9			
	寝たきり者の介護		常に寝たきりの親族の介護に当たっている	8			
	居宅内看護		親族の長期居宅療養等看護に当たっている	6			
	心身障害児者の介護		心身障害児等の介護、通園、通院、通学等に当たっている	8			
家庭の災害等	家庭の災害等		火災・風水害等によって損なわれた居宅の復旧等に当たっている	10			
その他	養育不適応		養育能力が無い	10			
	学校就学等		学校等に通学している	7			
	通信教育及び自宅学習		通信教育を受講している等の理由で、自宅で常に学習をしている	5			
	就労先未定		就労する意思はあるが、就労先が決まっていない	3			
				合計			

*選考基準の算出においては、保護者一人につき上記一箇所の該当とし、複数の証明を添付の場合はいずれか指数の高いもののみの加算とする。

選考基準調整表

希望保育施設		氏名		
住所		生年月日	年齢	歳
調整指數	調整項目の状況			指数
児童の状況	兄弟姉妹で同時申込(1号認定除く)		2	
	第三子以降の入所申込み		1	
	企業内託児施設に保育を依頼している※1		1	
	他人に保育を依頼している※1		1	
	認可外保育施設に入所している※1		1	
	一時預かりを利用している※1		1	
	4月1日入所希望者優先		2	
	児童に障害がある		1	
	保育所(園)及び認定こども園に入所している。	乳児保育所を卒園したための転所※2	5	
		その他の事由による転所(4月1日付け転所の場合のみ)	2	
		転居若しくは勤務地変更のための転所(5月1日付け以降の転所の場合のみ)	2	
兄弟姉妹の状況	認定こども園に在園している1号認定こどもが2号認定こどもに変更を希望する。(現在在園している園内での変更に限る)			3
	兄弟姉妹が在所中の保育所(園)及び認定こども園(1号認定含む)に入所を希望している。 又は姉が乳児保育所を卒園し、保育所(園)及び認定こども園(1号認定含む)に入所している場合でも、同じ乳児保育所の申込であれば同様に扱う。			5 2
世帯の特殊事情 (重複しないこと)	両親がいない		15	
	児童が虐待を受けている又はその恐れがある		14	
	DVの被害を受けている又はその恐れがある		14	
	母子・父子家庭である		13	
	生活保護を受給している		13	
	離婚を前提に別居中である		12	
保護者の就労状況	父又は母が抑留中、若しくは拘禁中である			12
	父又は母が単身赴任である。(住基上同じ場合には、加点対象外)			1
保護者の勤務先	勤務先が、親族が経営する法人格を有しない会社又は個人営業等である。(別表第2の自営中心者、自営協力者、農業とは重複しない)			-1
	保育士資格を有し、市内の認可保育施設に勤務している			3
	保育士資格を有し、市外の認可保育施設に勤務している			1
	保育士資格を有し、市内の認可保育施設への就労を前提とし就職活動を行っている、又は行う予定。(別表第2で就労先未定に該当している場合のみ)			2
申込状況	一次募集で希望保育施設すべてが入所保留となった児童があらためて二次募集でも入所申込をしたとき			1
その他	公的な関係部署が要支援家庭と認め、特に保育の必要性が高い場合(関係部署からの意見書の提出がある場合に限る)			10
		合計		

※1 重複しないこと。また、求職活動中、産前・産後、育児休業中の場合は除く。

※2 加点の対象となる乳児保育所は、長昌寺保育園・めぐみ保育園です。

◎保護者の状況

・保育を必要とする事由で最もあてはまるものを、下記の保育要件番号から一つ選択し、父母それぞれ番号で記入してください。

父の保育要件番号		母の保育要件番号			
【就労】 1 外勤・自営中心者		2 農業・自営協力者	3 内職	【求職中】	4 求職活動中(起業準備中も含む)
【就学】 5 通学している(又は予定)		6 通信教育の受講			
【疾病】 7 入院		8 寝たきり	9 精神病	10 1か月以上の通院または安静	11 障害をもっている
【同居親族の介護】 12 心身障害児者の介護		13 居宅内介護	14 寝たきり者の介護	15 入院付き添い	
【出産】 16 出産(最大4か月)		出産予定日	年	月	日
就労証明書に記載されている月間就労時間を記入してください。					

・保育要件番号が1~2の方は、就労証明書に記載された月間就労時間と必ず記入してください。

父の月間就労時間	1 5 5 時間	3 0 分	母の月間就労時間	1 2 0 時間	0 0 分
育児休業を取得(予定)中の方は、復職日を記載してください。			復職日	令和 8 年 8 月 10 日	

産休・育休明け後、仕事に復職する場合は必ずこちらに復職日を記入してください。

就労証明書に記載の復職日より早く復職予定又は遅く復帰予定の場合は、その予定期日を記入してください。

母	精神手帳	級	身体障害者手帳	級	療育手帳の区分(AかBで記入してください)
---	------	---	---------	---	-----------------------

◎児童の状況

兄弟(姉妹)で何番目かを記入してください(就学前であるかは問いません)。

申込児童は、何人兄弟(姉妹)の何番目のお子様ですか。	3 人兄弟(姉妹)の	3 番目
----------------------------	------------	------

申込児童の現況で、最もあてはまるものを下記から選択し、番号で記入してください。		
1 父又は母が自宅で保育	2 父又は母が仕事をしながら保育	3 母が産休・父又は母が育休中で自宅で保育
4 認可保育施設を2・3号認定として利用中	5 認可保育施設を1号認定として利用中	6 職場の託児施設を利用中
7 認可外保育施設を利用中	8 一時預かりを利用中(認可施設または認可外施設)	9 他人が保育(祖父母を含む)
※上記で4、5、7、8番を選択した方は利用中の施設名を記入してください。		
利用施設名		

申込児童が障害者手帳を持っている。※手帳の写しを添付してください。

・就学前の兄弟姉妹の現況について、該当する場合はレ点を入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 申込児童の第一希望施設に在所(園)中または、R7年度中に入所が内定済み ※ R8.4月から小学校に入学する場合は、チェックしないでください。
<input type="checkbox"/> 申込児童と同じ施設に申込中

◎世帯の状況

・児童と父又は母の住所が異なる場合や生活が別の場合、その状況を記入してください。

(離婚の場合は離婚日がわかる公的書類、離婚前提の別居で離婚調停中の場合は、期日通知書を添付してください。)

その状況の理由としてあてはまるものを下記から選択し、番号で記入してください。						
理由番号	1 死別	2 離婚	3 未婚	4 単身赴任	5 離婚前提の別居	6 その他
6 その他を選択した方は、右に具体的な状況を記入してください。			()			
フリガナ			相手方住 所	上記の発生日		年 月 日
相手方氏名				相手方生年月日		年 月 日
<input type="checkbox"/> 生活保護を受けている						

◎祖父母の状況(申込み児童と同居の場合は、住所の記載は不要です。)

	氏名	生年月日	住所	
父方	祖父	山田 三郎	昭和35年7月1日	群馬県○○市…
	祖母	山田 聖子	昭和34年10月1日	群馬県○○市…
母方	祖父	前橋 松男	昭和35年9月20日	
	祖母	前橋 梅子	昭和34年11月1日	

市記入欄※記入しないでください。		
<input type="checkbox"/> 保護者が市内認可保育園の保育士	<input type="checkbox"/> 保護者が市外認可保育園の保育士	<input type="checkbox"/> 保護者が保育士として求職中
<input type="checkbox"/> 勤務先が親族経営(自営協力と重複しない)	<input type="checkbox"/> 育休明けで9月内定済み	<input type="checkbox"/> 未満児施設の卒転所

証明書類等は、ここにのりで重ねて貼ってください。(父母分)

マイナンバーを提供します。

父マイナンバー

0	0	0	0	1	1	1	1	2	2	2	2
3	3	3	3	4	4	4	4	5	5	5	5
6	6	6	6	7	7	7	7	8	8	8	8

母マイナンバー

子マイナンバー

*マイナンバーを提供されない場合、番号制度による情報連携を行わないため、課税証明等の提供を求める場合があります。

注意事項

- 父・母親の就労証明書等の各種証明書は、必ず申込時にこの欄にのりで貼ってください。
申込時に証明書等の添付がない場合又は内容に不備がある場合は、正しい内容が確認できないため、申込書に記載していただいた就労状況等による審査ができません。申込書及び証明書類等の内容をご確認のうえ、必ず添付してください。
- 求職中の場合は、別紙「保育関係施設入所に関する申立書」を、この欄にのりで貼ってください。
なお、就職が決まり次第、早急に就労証明書を提出してください。
また、求職中の方で保育士資格を保有し、保育士として、前橋市内の保育施設で就労する意思がある場合、保育士証を添付してください。
- 証明書等の内容に虚偽が判明した場合は、入所を取り消すことがあります。
- 申込受付期限を過ぎてからの就労状況等の変更の申出はできませんので、ご注意ください。
- 求職活動中の要件で入所した方は、入所から3か月以内に保育の要件（求職活動以外）を満たす確認がとれる証明書等を提出してください。
提出が無い場合は、理由の有無を問わず認定が取り消され、退所となります。

表Ⅰ【施設コード】(カナ順)

*施設名と施設コードが異なる場合には、施設コードを優先させていただきますので、間違いのないよう記入してください。

施設名	コード	施設名	コード	施設名	コード	施設名	コード
愛泉保育園	0078	おおどり保育園	0081	鈴蘭幼稚園	1007	ひろせ幼稚園	1020
あおいこども園	0055	おりーぶの森	0077	SuruSu祝昌こども園	0071	富士見保育所	0033
あおぞら北	0090	桂萱保育所	0021	SuruSu上陽こども園	0087	富士見幼稚園	1035
あおぞら総社	0058	粕川保育所	0032	清華幼稚園	1031	二子山幼稚園	1016
赤城育心こども園	0085	粕川幼稚園	1033	清心幼稚園	1005	ふたばこども園	0067
あさひ幼稚園	1029	上川淵保育所	0019	静和幼稚園	1010	宝塔保育園	0075
東保育所	0022	上細井保育園	0074	相愛館	0053	ポケット幼稚園	1037
あゆみ保育園	0061	共愛学園こども園	0092	総社保育園	0016	細井保育所	0027
荒砥保育所	0029	清里保育所	0020	第一保育所	0011	ぱらりすこども園	0093
いしい幼稚園	1036	きりのこ保育園	0080	第二あさひ幼稚園	1019	まえばしこども園	0052
石倉保育園	0091	元景幼稚園	1028	第二はと保育園	0070	前橋東保育園	0054
いづみ幼稚園	1011	木の実幼稚園	1034	たちばな	0088	明星幼稚園	1009
岩神保育園	0051	駒形こども園	0079	中央大橋保育園	0072	明和幼稚園	1021
永明保育園	0066	こまがた幼稚園	1025	長昌寺保育園	0062	めぐみ保育園	0068
江木幼稚園	1014	山王幼稚園	1030	トキワ保育園	0063	元総社保育所	0017
大胡第一保育園	0082	敷島幼稚園	1015	南橘保育所	0023	元総社幼稚園	1012
大胡第3こども園	0084	慈照幼稚園	1023	二之宮保育園	0057	もものき	0076
大胡第2こども園	0083	下川淵保育所	0025	芳賀保育所	0024	桃瀬幼稚園	1026
大手町くりの木保育園	0069	しゃか第二こども園	0073	芳賀南保育園	0059	ろっくひよこプリスクール	0089
大利根育英幼稚園	1018	しゃか保育園	0064	はと保育園	0060	六供保育所	0013
大利根育英幼稚園分園 朝日が丘こども園	0120	しょうび第一幼稚園	1013	ひまわりこども園	0086	わかくさ幼稚園	1006
		しょうび第二幼稚園	1032	広瀬保育所	0030		

入所児童の健康状態

- 1 集団保育を受けるにあたり、発育や発達について気になることがあれば記入してください。
□ ある [] □ ない
- 2 今まで、医療機関より経過を見るよう伝えられていたり、治療を受けていたりする病気等があれば記入してください。
□ ある (□ 治療中 □ 経過観察中 □ 治療済) □ ない []
- 3 発育や発達・病気等で現在利用中の相談機関や医療機関、訪問看護、療育施設等があれば記入してください。
□ ある [] □ ない
- 4 アレルギーで除去している食品があれば記入してください。
□ ある [食品: 卵、牛乳] □ ない []
- 5 宗教上の理由で除去している食品があれば記入してください。
□ ある [食品:] □ ない []
- 6 上記のほかに、気になることがある場合は記入してください。
[]

こども施設課 記載欄

就労証明書

前橋市長 宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号				
担当者名				
記載者連絡先				

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄															
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品販賣業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他()															
2	フリガナ																
	本人氏名																
3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)			年 月 日		~		年 月 日							
4	本人就労先事業所	名称 住所															
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他()															
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間	月間	時間	分 (うち休憩時間	分)			
		一月当たりの就労日数						月間		日		一週当たりの就労日数		週間			
		平日						時		分 ~		時		分 (うち休憩時間		分)	
		土曜						時		分 ~		時		分 (うち休憩時間		分)	
		日祝						時		分 ~		時		分 (うち休憩時間		分)	
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間		<input type="checkbox"/> 月間		<input type="checkbox"/> 週間		時間		分 (うち休憩時間		分)					
		就労日数		<input type="checkbox"/> 月間		<input type="checkbox"/> 週間		日									
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯		時		分 ~		時		分 (うち休憩時間		分)					
7	就労実績 <small>※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む</small>	年月		年 月		年月		年 月		年月		年 月					
		日 / 月		時間 / 月		日 / 月		時間 / 月		日 / 月		時間 / 月					
8	産前・産後休業の取得 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中															
		期間 年 月 日 ~ 年 月 日															
9	育児休業の取得 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み															
		期間 年 月 日 ~ 年 月 日															
10	産休・育休以外の休業の 取得 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み <input type="checkbox"/> 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他()															
		期間 年 月 日 ~ 年 月 日															
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み															
		年 月 日															
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 期間 年 月 日 ~ 年 月 日															
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)															
13	保育士等としての勤務実 態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無															
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定															
15	入所内定時育休短縮可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否															
16	育休延長可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否															
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日															
18	備考欄																
19	保護者記載欄	児童名		生年月日		施設名		<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望) <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望) <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)									
		年 月 日															
		児童名		生年月日		施設名											
		年 月 日															
		児童名		生年月日		施設名											
		年 月 日															

就労証明書

前橋市長 宛

本様式は国が示す新たな標準的な様式「就労証明書」記入例です。
※本様式は前橋市ホームページよりダウンロードできます。
また、ホームページに記載要領がありますので、確認のうえ作成してください。

証明日 西暦 2025 年 9 月 5 日
 事業所名 ○○建設株式会社
 代表者名 前橋営業所 所長 大手 一郎
 所在地 前橋市○○町×丁目××-××
 電話番号 XXX-XXXX-XXXX
 担当者名 前橋営業所 総務課 朝日 三郎
 記載者連絡先 XXX-XXXX-XXXX

下の「保護者記載欄」より上の欄は、全て
※事業所の方が記入してください。

事業所名…個人事業主の場合は事業者の名称を記入してください。
担当者名…事業所長のほか、所属長(店長や所長、工場長等)の証明でも可です。
※押印は不要です。

No.	項目																												
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品販賣業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他())																											
2	フリガナ	マエバシ ハナコ																											
	本人氏名	前橋 花子																											
3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)	2017年4月1日 ~ 年 月 日																									
4	本人就労先事業所	雇用契約に基づく就労時間を記入してください。(No.6の月間の就労時間は必ず記入してください。) ・残業時間は、就労時間に含みません。 ・時短勤務をしている場合でも、時短勤務の時間ではなく雇用契約に基づく就労時間を記入してください。																											
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 固定就労 <input type="checkbox"/> 可変就労 <input type="checkbox"/> その他()) <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100px;"> <tr> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> <td>日</td> <td>祝日</td> <td>合計時間</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>月間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 120 分)</td> </tr> </table>										月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	月間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 120 分)						
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間																					
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	月間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 120 分)																					
6	就労時間 (固定就労の場合)	一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																											
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																											
7	就労実績 ※日数に有休・休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 年月 年月 年月 年月 年月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 NO.7、10、15、16、17は、 原則記入不要です。																											
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 2025年11月8日 ~ 2026年2月21日																											
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 2026年2月22日 ~ 2026年12月26日																											
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他())																											
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 2026年12月27日																											
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 2026年12月27日 ~ 2027年12月27日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 60 分)																											
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 就労期間が有期である場合で、就労期間満了後も雇用契約が継続する見込みの方は「14(雇用契約の)満了後の更新の有無」の『有』又は『有(予定)』を選択してください。 </div>																											
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 就労期間が有期である場合で、就労期間満了後も雇用契約が継続する見込みの方は「14(雇用契約の)満了後の更新の有無」の『有』又は『有(予定)』を選択してください。 </div>																											
15	入所内定時育休短縮可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否																											
16	育休延長可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否																											
17	単身赴任期間(予定含む)	上記項目における補足説明等があれば記入してください。																											
18	備考欄																												
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望) 前橋 次郎 2020年4月5日 第一保育所 児童名 生年月日 施設名 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望) 前橋 愛子 2023年8月10日 第一保育所																											
	この欄は、必ず保護者が記入してください。 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100px;"> <tr> <td>生</td> <td>申込み中の場合は、申込書に記載した第一希望の保育施設名を記入してください。</td> <td><input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										生	申込み中の場合は、申込書に記載した第一希望の保育施設名を記入してください。	<input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)	年															
生	申込み中の場合は、申込書に記載した第一希望の保育施設名を記入してください。	<input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)																											
年																													

就労証明書

前橋市長 宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号				
担当者名				
記載者連絡先				

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																									
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品販賣業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他()																									
2	フリガナ																										
	本人氏名																										
3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)			年 月 日		~		年 月 日																	
4	本人就労先事業所	名称 住所																									
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他()																									
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td><td rowspan="2" style="text-align: center;">合計 時間</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	<input type="checkbox"/>	月間		時間		分 (うち休憩時間		分)								
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間																			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																				
一月当たりの就労日数								日	一週当たりの就労日数		週間																
平日								時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)																		
土曜								時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)																		
日祝								時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)																		
合計時間								<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	時間		分 (うち休憩時間 分)																
就労日数								<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	日																		
主な就労時間帯 ・シフト時間帯								時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)																		
7	就労実績 <small>※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む</small>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年</td><td>月</td><td>年</td><td>月</td><td>年</td><td>月</td><td>年</td><td>月</td> </tr> <tr> <td>月</td><td>日</td><td>年</td><td>月</td><td>月</td><td>日</td><td>年</td><td>月</td> </tr> </table>	年	月	年	月	年	月	年	月	月	日	年	月	月	日	年	月	年月		年月		年月		年月		
年	月	年	月	年	月	年	月																				
月	日	年	月	月	日	年	月																				
8	産前・産後休業の取得 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																									
9	育児休業の取得 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																									
10	産休・育休以外の休業の 取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他()																									
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日																									
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯 ・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																									
13	保育士等としての勤務実 態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無																									
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定																									
15	入所内定時育休短縮可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否																									
16	育休延長可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否																									
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日																									
18	備考欄																										
19	保護者記載欄	児童名		生年月日		施設名		<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望) <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望) <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)																			
		年 月 日																									
児童名		生年月日		施設名																							
年 月 日																											
児童名		生年月日		施設名																							
年 月 日																											

就労証明書

前橋市長 宛

本様式は国が示す新たな標準的な様式「就労証明書」記入例です。
※本様式は前橋市ホームページよりダウンロードできます。
また、ホームページに記載要領がありますので、確認のうえ作成してください。

証明日 西暦 2025 年 9 月 5 日
 事業所名 ○○建設株式会社
 代表者名 前橋営業所 所長 大手 一郎
 所在地 前橋市○○町×丁目××-××
 電話番号 XXX-XXXX-XXXX
 担当者名 前橋営業所 総務課 朝日 三郎
 記載者連絡先 XXX-XXXX-XXXX

下の「保護者記載欄」より上の欄は、全て
※事業所の方が記入してください。

事業所名…個人事業主の場合は事業者の名称を記入してください。
担当者名…事業所長のほか、所属長(店長や所長、工場長等)の証明でも可です。
※押印は不要です。

No.	項目																												
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品販賣業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他())																											
2	フリガナ	マエバシ ハナコ																											
	本人氏名	前橋 花子																											
3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)	2017年4月1日 ~ 年 月 日																									
4	本人就労先事業所	雇用契約に基づく就労時間を記入してください。(No.6の月間の就労時間は必ず記入してください。) ・残業時間は、就労時間に含みません。 ・時短勤務をしている場合でも、時短勤務の時間ではなく雇用契約に基づく就労時間を記入してください。																											
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 固定就労 <input type="checkbox"/> 可変就労 <input type="checkbox"/> その他() <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>月</td> <td>火</td> <td>水</td> <td>木</td> <td>金</td> <td>土</td> <td>日</td> <td>祝日</td> <td>合計時間</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>月間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 120 分)</td> </tr> </table>										月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	月間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 120 分)						
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間																					
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	月間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 120 分)																					
6	就労時間 (固定就労の場合)	一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																											
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																											
7	就労実績 ※日数に有休・休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 年月 年月 年月 年月 年月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 NO.7、10、15、16、17は、 原則記入不要です。																											
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 2025年11月8日 ~ 2026年2月21日																											
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 2026年2月22日 ~ 2026年12月26日																											
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他()																											
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 2026年12月27日																											
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 2026年12月27日 ~ 2027年12月27日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 60 分)																											
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 就労期間が有期である場合で、就労期間満了後も雇用契約が継続する見込みの方は「14(雇用契約の)満了後の更新の有無」の『有』又は『有(予定)』を選択してください。 </div>																											
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 就労期間が有期である場合で、就労期間満了後も雇用契約が継続する見込みの方は「14(雇用契約の)満了後の更新の有無」の『有』又は『有(予定)』を選択してください。 </div>																											
15	入所内定時育休短縮可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否																											
16	育休延長可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 可(予定) <input type="checkbox"/> 否																											
17	単身赴任期間(予定含む)	上記項目における補足説明等があれば記入してください。																											
18	備考欄																												
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望) 前橋 次郎 2020年4月5日 第一保育所 児童名 生年月日 施設名 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望) 前橋 愛子 2023年8月10日 第一保育所																											
	この欄は、必ず保護者が記入してください。 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>生</td> <td>申込み中の場合は、申込書に記載した第一希望の保</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>育施設名を記入してください。</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)										生	申込み中の場合は、申込書に記載した第一希望の保	年	育施設名を記入してください。															
生	申込み中の場合は、申込書に記載した第一希望の保																												
年	育施設名を記入してください。																												

児童名	生年月日	年　月　日	施設名	<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中
児童名	生年月日	年　月　日	施設名	<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中
児童名	生年月日	年　月　日	施設名	<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中

※申込児童及び未就学の兄弟姉妹の状況を記入してください。

保育関係施設入所に関する申立書

令和　年　月　日

(宛先) 前橋市長

申立者 住 所

氏 名

連絡先

下記の内容に相違ないことを申し立てます。

利用調整・認定更新を行う際には、保育の必要性の観点より、第一希望の施設(利用中の施設)での利用ができなくとも異議はありません。

保育関係施設に入所した場合には、保育短時間での認定となることに同意するとともに、入所後3か月以内に月48時間以上の就労を開始し、就労証明書を提出いたします。

入所後3か月以内に就労を開始しなかった場合及び就労証明書を提出しなかった場合は、保育関係施設を退所となることに異議はありません。

前橋市内の保育所(園)・認定こども園に保育士として就労することを前提に申し込みをし、その加点により入所が決定したにもかかわらず、それ以外の就労先に就労した場合、入所が取り消しとなっても異議はありません。

【現在の状況】

<input type="checkbox"/>	求職活動中又は入所後に活動を開始する予定	<input type="checkbox"/> ハローワークに行っている又は行く予定 <input type="checkbox"/> 職業訓練に申し込んでいる又は申し込む予定 <input type="checkbox"/> 派遣会社へ登録している又は登録する予定 <input type="checkbox"/> 広告やインターネットで求人情報を検索している <input type="checkbox"/> 保育士として前橋市内の保育所(園)・認定こども園へ就労することを前提とし活動を行っている又は行う予定 (保育士証の写しを添付することにより選考の際に加点があります) <input type="checkbox"/> その他() ※複数回答可
<input type="checkbox"/>	起業準備中	

※求職活動中(起業の準備を含む。)の場合の認定期間は、効力の発生日から、同日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までの期間とします。

【問い合わせ先】

前橋市役所こども施設課
TEL 027-220-5705(直通)